

令和8年度版

# 廿日市市雇用対策協定に基づく 事業計画

---



ちょうどいい、みつけた。

廿日市市

はつかいちし

厚生労働省

広島労働局

# Index

## 第1 趣 旨

..... P 2

## 第2 現状と課題

..... P 2

## 第3 連携・協力して推進する取組み

1 連携体制の強化による総合的な雇用対策の推進..... P 3

2 地域産業及び福祉分野等、人手不足産業に対する人材確保支援..... P 3

3 若年者等に対する就職支援、U I J ターン就職の促進..... P 4

4 女性の活躍推進、子育て中の方に対する就職支援..... P 5

5 高年齢者や障がい者、外国人等への就職支援..... P 6

(1) 高年齢者の就職支援..... P 6

(2) 障がい者の就職支援..... P 6

(3) 外国人に対する支援..... P 7

6 生活困窮者等の社会的自立に向けた就労支援..... P 8

7 雇用変動や雇用調整等に対する支援..... P 8

## 第1 趣 旨

市における雇用の促進・労働環境の改善に連携して取り組むため、令和6年6月21日に「廿日市市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

この協定に基づき、市、労働局及び廿日市公共職業安定所（以下「ハローワーク廿日市」という。）は、急速に進む人手不足を背景とした、市が行う地域活性化、雇用創出その他の雇用に関する施策と、労働局における職業紹介、雇用保険、事業主指導その他の雇用に関する施策とが密接な連携のもとに、円滑かつ効果的に推進されるよう、当該計画を策定する。

また、各施策に対する互いの理解を深め、一体的な対策の実施により、雇用の促進、労働環境の改善及び就労支援の強化を実現する。

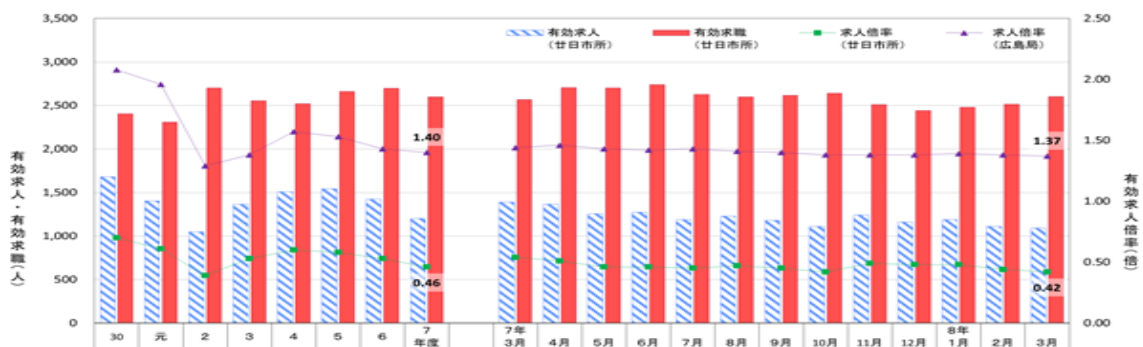
## 第2 現状と課題

市は、中・四国地方の中核都市である広島都市圏を構成する一都市であり、沿岸部を中心に、広島市のベッドタウンとして人口が増加した地域である。

一方、市における主要産業である観光業をはじめ、医療・介護・保育等を含む様々な業種において人手不足が進んでおり、速やかな対応が求められている。

また、市が掲げる「市民一人ひとりがともに幸せに暮らせるまちづくり」の視点・方向性の下、子育て中の方への就職支援や人材確保支援など、市と労働局が一体となって雇用対策を講じなければならない状況である。

### 有効求人・求職及び有効求人倍率の推移



## 第3 連携・協力して推進する取組み

### 1 連携体制の強化による総合的な雇用対策の推進

#### (1) 市と労働局との連携窓口等

市においては産業振興課、労働局においては職業安定部を雇用労働施策の連携窓口とし、就職・就労支援をはじめとする様々な雇用対策について、情報の共有化を図るとともに、協働体制による施策を推進する。

#### (2) 雇用労働施策関連情報の提供等

市は、雇用労働施策の周知等について、広報紙、ホームページ、SNS等の広報媒体を活用し、市民への分かりやすい情報提供に取り組む。

また、労働局は、求職者支援制度や雇用関連助成金等の雇用労働施策について、ホームページの活用やSNS、マスコミを通じた情報発信に取り組む。

さらに、ハローワーク廿日市は、市に対して雇用労働施策の情報を提供し、事業所や経済団体、求職者に対して、積極的に雇用労働施策等を周知する。

#### (3) 協定に基づく雇用対策の推進

市、労働局及びハローワーク廿日市は、協定に基づく雇用対策を一体となって推進するにあたり、「廿日市市雇用対策協定運営協議会」を設置し、事業計画の策定及び進捗状況の把握並びに事業評価及び改善策の検討を行う。

#### (4) 実効的な雇用対策の推進

市、労働局及びハローワーク廿日市は、より実効的な雇用対策の推進を講ずるため、廿日市市の官民で構成する「廿日市市産業まちづくり委員会」と連携・協力し、様々な雇用対策を推進する。

### 2 地域産業及び医療・福祉分野等、人手不足産業に対する人材確保支援

令和8年3月におけるハローワーク廿日市管内の有効求人倍率は0.42倍である一方で、就業地別で見ると1.86倍と急速な人手不足が進んでいる状況にある。

また、市の産業施策により企業誘致が行われ、一定規模の求人需要が発生した際には、市、労働局及びハローワーク廿日市が情報共有を図り、個別面接会の開催など人材確保対策を行う必要がある。

さらに、医療・介護・保育分野及びその他の人手不足産業や宮島を中心とした観光業にかかる人材確保のため、これまで以上に「求人充足支援」を強化する必要がある、次のとおり業務を推進する。

#### <市及び労働局が共同して実施する取組>

- ・市内企業の人手不足の解消及び市内求職者の安定した就業機会の確保の観点から、マッチングイベントの開催
- ・市内企業の雇用を促進するため、人材確保等に役立つ助成金活用セミナー等

の実施

- ・人手不足産業に向けた雇用支援
  - (※)・医療・介護・保育分野にかかるマッチングイベントの開催
- ＜市が実施する取組＞
- ・廿日市市私立保育連盟と連携した人手不足調査の実施
  - ・福祉分野のセミナー、ガイダンス実施時に講師の派遣、講話の実施
  - ・イベント開催時の周知、会場の提供
- ＜労働局が実施する取組＞
- (※)・ハローワーク廿日市における職業相談・紹介、求人開拓及び求人充足支援
  - 特に医療・介護・保育分野においては、幹部を中心として、年間 48 事業所以上に対する事業所訪問を実施し、求人者ニーズの聴き取り、条件緩和の提案、雇用管理面の助言、さらには求人票にプラスした企業・求人情報の見える化（資料作成）を図り、これまで以上に求人充足支援を強化
  - (※)・医療・介護・保育等の人材不足が深刻な分野における各関係機関との連携強化
  - ・求人者及び求職者のニーズに合わせたセミナー等の開催
  - ・求人者のリクエストによるマッチング
  - ・広島県西部地区のハローワークによる、人手不足産業に向けた様々なマッチングイベントの合同開催
  - ・職場見学の実施
  - ・働き方改革の推進

### 3 若年者等に対する就職支援、U I J ターン就職の促進

若者の転出に歯止めをかけ、地元企業への就職を促進するためには、若者が安心して働くことができる環境整備及び良質な求人の確保が必要である。

さらに近年、少子・高齢化が急速に進み、若者の数が減少している一方で、ニートやフリーター等の不安定な就業を行う若者の数が高止まりをしている現状にある。

以上のことから、若者の就職や自立を支援し、また、県外や市外の方の地元企業への就職を促進するため、次のとおり業務を推進する。

＜市及び労働局が共同して実施する取組＞

- ・求人説明会及び採用選考説明会並びに人権問題研修会の共催実施
- ・市内企業への就職を促進するため、県内高校生や保護者、進路指導教諭を対象とした企業紹介（業界研究）のイベント開催や、企業紹介 YouTube 等の制作・配信等の実施

<市が実施する取組>

- ・ 市内企業紹介冊子「WORK はつかいち」を作成し学生等に提供
- (※)・進路相談教員向け企業見学ツアーの開催

<労働局が実施する取組>

- ・ ハローワーク廿日市における職業相談・紹介や職業指導及び職業適性検査（キャリア・インサイト）等の実施
- ・ 学生・生徒への職業講話・労働法講座などの実施
- ・ 雇用管理が優良な企業「ユースエール認定企業」の認定
- ・ 広島地域若者サポートステーションの出張相談の周知
- ・ 職業訓練のあっせん・相談
- ・ 良好な求人確保のための「学卒求人説明会」の実施
- ・ 誘致企業への求人充足対策及び各種助成金を活用した人材確保支援

#### 4 女性の活躍推進、子育て中の方に対する就職支援

我が国の女性労働者は増加傾向にあるが、女性の労働力率をみると、依然として 20 代後半から 30 代に結婚や出産・育児のためにやむを得ず離職し、労働力が低下する「M字カーブ」を形成しており、その後は、非正規の不安定な就業形態が半数を占め、収入も低い水準に留まっている現状にある。

このため、女性が働きやすく、働きがいのある就労環境を整備するため、また、市が宣言した「こどもが主役のまち はつかいち」を実現するために、次のとおり業務を推進する。

<市及び労働局が共同して実施する取組>

- ・ はつかいち就職ガイダンスを 1 回以上開催し、子育て世代歓迎求人等を提出している企業の参加を優先する。また、参加企業数 18 社以上、参加者数 100 人以上を目標とする。
- ・ 働く女性の就業を促進するため、福祉介護や保育士等の就職ガイダンスの開催
- ・ 就職準備中の方へ、就職に役立つ「マザーズセミナー」を 1 回以上開催
- ・ 保育施設や市施設などでの出張相談を 12 回以上開催及びオンライン相談の実施
- ・ 市及びハローワーク廿日市双方が実施する女性活躍等に関する各種セミナー等の啓発活動の周知・広報

<市が実施する取組>

- ・ 女性活躍等に関する講演会の開催
- ・ 子育て応援アプリ（母子モ）等による就職支援に関する情報発信

- ・ダイバーシティセミナーの開催
- ・男性が育児休暇等取りやすい環境整備に対する支援を行い「共育て」を推進することにより、女性の社会参画を促進

<労働局が実施する取組>

- ・ハローワーク廿日市における職業相談・紹介、職業訓練のあっせんのほか、ハローワーク廿日市の「マザーズコーナー」において、担当者制によるきめ細かな支援（オンライン相談を含む。）の実施
  - ・雇用の促進を図るための「雇入れ関係助成金」や、処遇改善・正社員化を促進する「キャリアアップ助成金」の周知・活用
  - ・広島県ナースセンターによる出張相談の周知、誘導、連携強化
  - ・県内保育施設などへの出張相談（アウトリーチ支援）の実施
  - ・女性活躍の優良企業「えるぼし」子育てサポート企業「くるみん」の認定及びその制度周知と活用促進
- (※) ・令和8年4月に新設された、職場における女性の健康支援に取り組む優良企業の認定制度（「えるぼしプラス」・「プラチナえるぼしプラス」）の周知・活用促進
- ・ハラスメントのない社会の実現に向けた周知・啓発及び指導の実施

## 5 高年齢者や障がい者、外国人等への就職支援

### (1) 高年齢者の就職支援

少子・高齢化が急速に進み、労働力人口の減少が見込まれる中、ハローワーク廿日市における求職登録者も4割以上が55歳以上の高年齢者であり、年齢に関係なく働き続けることのできる生涯現役社会の実現が重要な課題となっている。

このため、高年齢者が年齢に関係なくその能力を発揮し、いきいきと生きがいを感じながら働ける社会の実現のため、次のとおり業務を推進する。

<市及び労働局が共同して実施する取組>

- ・市で開催する就職ガイダンス等への優先参加（高年齢者歓迎求人等を提出している企業の参加を優先する）
- ・高年齢者に特化したマッチングイベントやセミナー等の開催
- ・廿日市市シルバー人材センターとの連携による周知・広報

<市が実施する取組>

- ・イベント開催時の周知、会場の提供

<労働局が実施する取組>

- ・高年齢者に特化した様々な就職支援（高年齢者専用求人情報一覧表の作成、

配布、管理選考やセミナー等の実施)

- ・各種助成金の活用による雇用促進
- ・高年齢者雇用確保措置及び高年齢者就業確保措置の的確な指導
- (※)・高年齢者の職域開拓、求人開拓
- (※)・産業雇用安定センターとの連携

## (2) 障がい者の就職支援

ハローワーク廿日市管内の障がい者雇用の状況は、令和7年6月1日現在、報告対象99社のうち、雇用率未達成事業所は50社、うち0人雇用企業は3527社となっている。

このため、企業に対する障がい者雇用の意識啓発・理解促進を図るとともに、障がい者の就労を通じた地域社会への参画を実現するため、次のとおり業務を推進する。

### <市及び労働局が共同して実施する取組>

- ・経済団体への障がい者雇用の申入れ
- ・廿日市市障がい福祉相談センター「きらりあ」の周知・広報
- ・障がい者雇用促進セミナーの開催

### <市が実施する取組>

- ・手話言語条例等パンフレットの配布
- ・市内就労継続支援B型事業所等へ障害者面接会の開催案内

### <労働局が実施する取組>

- ・ハローワーク廿日市の窓口において、きめ細かい職業相談・紹介、求人開拓、職業訓練のあっせん
- ・障害者の法定雇用率のアップを意識した実りある障害者合同面接会等の開催
- ・広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ、広島県立廿日市特別支援学校、広島障害者職業能力開発校及び広島障害者職業センターと連携したチーム支援の実施
- ・障害者雇用率未達成企業への指導及び助成金や税制優遇制度等を活用した雇用・就業促進
- ・障害者雇用に関する優良な中小企業に対する「もにす」の認定

## (3) 外国人に対する支援

今後も増加が予想される外国人労働者が、職場や地域において共生できるよう、また、職場環境の整備や適切な雇用管理が円滑に実施されるよう、積極的な働きかけが必要である。

さらに、外国人から就労等の相談があった場合、適切な情報提供やその他の支援を円滑に行うため、次のとおり業務を推進する。

<市及び労働局が共同して実施する取組>

- ・「外国人労働者問題啓発月間」（毎年6月）にかかる周知広報

<市が実施する取組>

- ・「はつかいち外国人相談センター」の運営

<労働局が実施する取組>

- ・ハローワーク廿日市の窓口において、きめ細かい職業相談・紹介、求人開拓、職業訓練のあっせん
- ・関係機関との連携による雇用促進

## 6 生活困窮者等の社会的自立に向けた就労支援

市及びハローワーク廿日市のほか、社会福祉協議会や大竹地域の関係機関と構成した「廿日市・大竹地域生活保護受給者等自立促進事業協議会」に基づき、要支援者に対し、関係機関と連携した就労支援を推進する。

<市及び労働局が共同して実施する取組>

- ・「廿日市・大竹地域生活保護受給者等自立促進事業協議会」の開催
- ・ケースワーカーを対象とした、ハローワーク活用研修の実施

<市が実施する取組>

- ・生活困窮者等に対し同意を得られた者をハローワーク廿日市に誘導

<労働局が実施する取組>

- ・ハローワーク廿日市の窓口において、きめ細かい職業相談・紹介、求人開拓、職業訓練のあっせん
- ・支援機関を集めてのケース会議の開催（1回/月）
- ・生活保護費支払日に合わせた「出張相談」の実施
- ・「ひとり親全力サポートキャンペーン」に合わせ出張ハローワークの実施
- ・生活保護受給者等就労自立促進事業における就職者数47件を目標とする。

## 7 雇用変動や雇用調整等に対する支援

景気や経済の状況によって生じる倒産をはじめとする雇用変動に対し、即座に対応できるよう、次のとおり業務を推進する。

<市及び労働局が共同して実施する取組>

- ・雇用変動による離職者に対するマッチングイベントの開催

<市が実施する取組>

- ・産業施策による企業誘致や事業規模拡大により、一定規模の求人の需要が見込まれる場合は速やかに、ハローワーク廿日市と情報共有
- ・事業廃止や事業規模の縮小等により一定規模以上の退職が見込まれる情報を入手した場合は速やかに、ハローワーク廿日市と情報共有

<労働局が実施する取組>

- ・アシストハローワークの設置
- ・雇用調整助成金をはじめとした各種助成金援助
- ・ハローワーク廿日市の窓口において、きめ細かい職業相談・紹介、求人開拓、職業訓練のあっせん
- ・産業雇用安定センターとの連携による支援

(※)は、令和8年度において新たに実施する取組